



Title	ブラジルの廃棄物対策法の成立と今後の展望：日本の家電リサイクル法制を参考として
Author(s)	チアゴ, トレンチネラ
Citation	阪大法学. 2013, 62(6), p. 205-233
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60168
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ブラジルの廃棄物対策法の成立と今後の展望

——日本の家電リサイクル法制を参考として——

チアゴ・トレンチネラ

はじめに

ブラジルでは、家庭から排出される廃棄物の大部分が直接最終処分されてきた。⁽¹⁾そのため、その総量を削減し、リサイクル等を促進させるための新たなアプローチが模索されてきた。二〇一〇年に制定された廃棄物対策法（以下「本法」という）は、ブラジル初の総合的な廃棄物管理法であり、同法が採用した逆進的物流制度は、⁽²⁾ブラジル環境法における画期的・革新的な制度である。

逆進的物流制度とは、製造業者が再資源化又は適正な処理を行うことを意図して、一般的な物流とは逆に、消費者から製造業者へと特定の使用済製品を受け戻す制度であり、その過程で関係者がそれぞれの役割分担をすることが予定されている。逆進的物流制度の対象製品は、①農薬及びその容器、②電池・バッテリー、③タイヤ、④潤滑油及びその包装容器、⑤ランプ・電球、⑥家庭用電気製品（以下「家電」という）である。その中で、①ないし④については連邦法に個別の規定が置かれたことがあつたが、ランプ・家電のリサイクル制度は全く存在していな

かった。とくに、懸案課題となっていた家電リサイクルに法的根拠が設けられたことは大きな成果である。もつとも、その実施方法の詳細は施行規則に委ねられており、しかも、当該規則は未だ制定されていない。そのため、逆進的物流制度も具体化されておらず、制度上、不明確な点が少なくない。ブラジルにおいて家電リサイクル制度が有効に機能するかどうかは、今後の規則の内容にかかっているといつてよい。

日本法においては、ランプ・電球に関するリサイクル法は存在していないものの、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」）⁽²⁾は制定されている。⁽³⁾同法は、世界で最初の家電リサイクル法制度として既に一〇年以上の施行実績があり、実際にリサイクル率も向上している。⁽⁴⁾もちろん、両国の法文化、社会文化は異なるため、日本の制度をブラジルに単純に導入することは困難であるが、両国に共通の課題も多く、日本の経験に学ぶべきところは少なくないと考えられる。そこで、本稿では、両国における制度上の共通点、相違点を明らかにし、ブラジルの家電リサイクル制度に参考となると考えられる日本の制度上の特徴を抽出し、ブラジルが直面する課題への対応策を検討することとする。

一 法の背景と概要

日本と異なり、⁽⁵⁾ブラジルには、廃棄物について、極めて限られたデータや論文しか存在しない。⁽⁶⁾とくに使用済家電（以下「家電廃棄物」という）に関しては、現在まで、⁽⁷⁾ブラジルの連邦官庁による総合的な統計情報が存在しないというのが現状である。ブラジル連邦政府の地理統計機関（IBGE）によると、二〇〇八年現在、⁽⁸⁾ブラジルの自治体の七三・三%は、土中への直接投棄によつて、家庭系廃棄物を処分している。しかも、分別回収を行つてゐるのは、自治体の約一七・八%にとどまつており、リサイクル可能な廃棄物の回収施設を有してゐる自治体は一一

%、有機廃棄物をコンポスト化する施設を有している自治体も三・七%しかない。⁽⁸⁾ このように、ブラジルにおいては、自治体が行う廃棄物処理ですら適正に行われているとはいはず、リサイクル率も低い状況にとどまっている。

ブラジルの家電廃棄物に関する唯一の資料といえるのは、二〇〇九年に、国連環境計画（ＵＮＥＰ）が公表した「Recycling – From E-Waste to Resources」という報告である。その中では、一の発展途上国における家電廃棄物の現状が調査されており、ブラジルは、中国、インドに次いで、家電廃棄物の発生量が多い国となっているが、この報告書においても、ブラジルの家電廃棄物に関するデータ不足が指摘され、最終処分の実態が不明確であると批判されている。⁽⁹⁾ このことからもわかるように、ブラジルにおいて、廃棄物管理は優先度の低い問題であったといえる。

ブラジルでは、憲法上、家庭から排出される廃棄物管理については、自治体（市）の専権事項とされてきた。⁽¹⁰⁾ そのため、二〇一〇年までは廃棄物に係る連邦法は存在せず、幾つかの州が、州の環境保護法を通じて、独自の廃棄物政策を実施するにとどまっていた。⁽¹¹⁾ また、家電廃棄物に関する個別法は制定されていなかつたが、特定の有害製品（農薬、潤滑油等）に関しては、幾つかの連邦法の規定（以下「特定有害製品法規」という）が設けられていた。しかし、これらの取組みによっては不法投棄の解決には至らず、リサイクルも促進されなかつた。そこで、家電廃棄物も含め、廃棄物問題について総合的に規定する枠組法として、二〇一〇年八月二日に本法が制定された。法の正式名称は、「（国家廃棄物対策法）二〇一〇年八月二日法律第一二三〇五号」（Política Nacional de Resíduos Sólidos）といい、連邦政令第七四〇四号（以下「政令」という）により施行された。

法の成立までには約二〇年もの年月がかかるており、その制定は、ブラジル環境法の歴史の中で画期的な出来事であった。なぜこのように長期間を要したのか、その背景を理解するためには、ブラジルの立法プロセスを説明す

る必要がある。ブラジル議会は、上院と下院から構成されている。一般的に、新たな法律を制定するための手続は上院議会でも、下院議会でも開始することが認められているが、法案の成立には、両院の承認が必要である（ブラジル憲法第六五条）。法案が最初に上院議会において承認されて下院議会に送付された場合、下院議会で承認されれば、同法案は成立する。しかし、下院議会において法案が修正・可決された場合には、その修正された法案について再度上院の承認が必要となる。ブラジル憲法第六一条によれば、上院議員、下院議員、大統領等が法案を提出する権限を有しており、同一の問題、関連した問題について複数の法案が提出されることも珍しくない。複数の法案が提出された場合、これらの法案は最初に提出した法案に追加され、一つの議案として検討されることとなる。

廃棄物対策法についても、廃棄物の課題に関する様々な関連法案が次々に最初の法案に追加された。もともとは医療機関廃棄物に関する法案の成立が目指されていたが、最終的に廃棄物管理全体が対象とされたこととなつた。

この過程を具体的にみると、まず、上院議会において、一九八九年一〇月二七日に、医療機関廃棄物を対象とした法案が提出され、一九九〇年一二月一一日に「医療廃棄物対策法」として、上院議会の承認を受けた。同法案は一九九一年に下院議会に送付され、下院法案第203/91号と改称された。しかし、この法案はそのまま成立することなく、その後、この法案に、廃棄物に関する別な法案が追加されることになった。下院議会において、廃棄物問題に関する多くの法案が起草され、下院法案第203/91号に統合された法案は、約一四〇にも上つた。とくに一九九二年に「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）^{〔13〕}がリオデジャネイロで開かれたことを契機として、廃棄物問題を含む環境関連法案が数多く提出されるようになった。

これら提出された法案は、一般に廃棄物問題に関連するという点では共通点があつた。しかし、放射性廃棄物制度からリサイクル事業の優遇税制まで、法案の対象は極めて多様であり、その内容も多岐にわたつていて。これら

ブラジルの廃棄物対策法の成立と今後の展望

を一つの法案をまとめるために、二〇〇一年には、下院議会において、廃棄物対策のワーキンググループが新設された。しかし、同ワーキンググループが作成した報告には、使用済製品について事業者に全責任を負わせる提案が含まれていたため、産業界が大反対し、同ワーキンググループの作業は頓挫した。その後、二〇〇五年には、他のワーキンググループが再設立されたが、そこで新たに作成された廃棄物対策の提案には、再生タイヤを製造するための使用済タイヤの輸入を認める提案が含まれていたため、環境省が反対した。¹⁴⁾

二〇〇七年九月一八日に、大統領は、環境省の助言を受けて、新たに廃棄物対策に関する検討を開始するため、廃棄物対策法を導入するための法案第1991/07号を提出した。この法案も、廃棄物に関係がある法案として、法案第203/91号に統合された。¹⁵⁾この法案が、現行法の基本となつたものである。同年、下院議会において、再度、三回目になる廃棄物対策ワーキンググループが設立された。これが、「法案第203/91号を検討するワーキンググループ」(G T R E S I D)と呼ばれたものである。その後、二〇〇八年には、多くの公聴会が開かれ、下院議員だけではなく、環境省、産業界、市民など、それぞれの代表者が法案に関する議論に参加した。

同ワーキンググループがとりまとめた提案には、廃棄物管理における役割分担制度、逆進的物流制度、部門協定制度が含まれていたほか、タイヤなど特定の廃棄物の輸入を禁止する内容も含まれていた。この提案について、連邦政府、産業界、社会団体の合意が成立したため、同ワーキンググループの提案を反映した法案第203/91号が、二〇一〇年三月一〇日に下院議会の承認を受けるに至つた。下院法案第203/91号は、もともと上院議会から送付された法案であり、下院議会がこれに修正を加えたため、法案は再度上院議会に送付された。そして、二〇一〇年七月七日に至り、同法案が上院議会で可決され、ついにブラジルの廃棄物対策法が成立した。

本法は、放射性廃棄物以外の全ての種類の廃棄物を対象とする（本法第一条第二項）。本法第七条は一五の目的

説を定めているが、その中でも、①廃棄物の排出抑制、②削減、③再使用、④再資源化及び⑤屑の適正な最終処分（同法第二項）という目的が重要である。①ないし⑤は、廃棄物対策の優先順位でもあり（同法第九条）、廃棄物の総量増加が見込まれるブラジルにおいて、廃棄物問題を回避又は最小化するために、廃棄物の発生抑制が法的に最優先の対策として位置づけられた。

一 逆進的物流制度

廃棄物対策法の最大の特徴は、逆進的物流制度（Logistica Reversa）である。通常の物流においては、製品は製造業者から消費者へというルートで配送される。そのような製品の物流を通常ルートとすると、その逆は、消費者から製造業者へ使用済製品を引渡すルートとなる。言い換えれば、逆進的物流制度とは、製造業者が再資源化又は適正な処理を行うことを意図して、消費者から製造業者へと特定の使用済製品を受け戻す制度である（本法第三条第一二項）。

逆進的物流制度の対象は、①農薬及びその容器、②電池・バッテリー、③タイヤ、④潤滑油及びその包装容器、⑤ランプ・電球並びに⑥家電である（本法第三〇条）。その製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者（以下「関係事業者」という）には、当該製品について逆進的物流システムを構築し、実施する義務が課される（本法第三十三条）。同システムによれば、消費者は対象製品を小売業者・卸売業者に引渡し、小売業者・卸売業者は製品を取りつて製造業者・輸入業者に引渡し、製造業者・輸入業者は製品を再資源化し、又は適正に処理し、最終的な処分を行うことになる（本法第三三条第四一六項）。

逆進的物流制度の構築を促進するために設置された組織が、逆進的物流制度指導委員会（Comitê Orientador

para Implementação de Sistemas de Logística Reversa)（以下「指導委員会」という）である。委員会は、委員長を務める環境大臣のほか、保健大臣、通産発展大臣、農畜大臣及び財務大臣により構成される（政令第三三一条第一項及び第二項）。その主たる権限は、①連邦政府の協定案に関する募集公告の日程と優先事項の提示、②逆進的物流制度の施行計画、スケジュールの策定、③逆進的物流における技術的及び経済的な実行可能性の評価、④逆進的物流制度に関する協定、政令及び誓約書の改正の必要性の評価、⑤パブリックコンサルテーションの方法の決定等である（政令第三四条）。逆進的物流制度を具体化する方法には、部門協定、政令及び誓約書という三つの方法がある（政令第一五条）。そこで、以下順に説明する。

1 部門協定

部門協定とは、特定生産部門における逆進的物流制度の実施を目的として、関係事業者と行政主体が協定を締結する方式である（本法第三条第一項）。同協定は、契約としての法的性質を有し、その当事者は行政主体と関係事業者である。部門協定は、¹⁶ ブラジル法において、今までにない新たな制度であるが、その起源は明らかにされていない。本法の立法過程においては、同法を検討したワーキンググループ（G T R E S I D）の資料の中に、¹⁷ ブラジル産業連盟（C N I）が「自発的な部門協定」を提案したという記述がある。C N Iは、他の国々において自主的なサイクルのアプローチが成功していると主張しているが、その際、具体的な国名は明記されていない。他方で、Fabricio Dorado Soler弁護士ほかは、部門協定の概念には外国法の影響はないとして述べている。同氏によれば、当時の産業界には、逆進的物流制度は産業界に多大な負担をもたらすという懸念が存在していた。そのような不利益を回避するために、政府と産業界が対等な立場で逆進的物流制度の実施方法を交渉できる制度の構築が、現実的な

解決策になりうると考えられていた。⁽¹⁸⁾

協定に関する政令の規定をみると、連邦レベルでは、連邦と関係事業者それぞれが、協定の締結を提案することができる（政令第二〇条）。協定案の交渉には、産業協会、個人回収事業主協会、消費者協会、各関係団体等の当事者以外の団体も参加可能とされているほか（政令第一二〇条三項）、協定案については事前のパブリックコンサルテーションが義務づけられている。連邦政府の側から逆進物流協定を提案した場合には、指導委員会が、提案内容の技術的及び経済的な実行可能性を評価しなければならない（政令第二二条第一項）。また、関係事業者が提案した場合には、環境省が提案を評価する。両当事者が提案に同意し、指導委員会がこれを承認した場合に、官報への掲載により、協定の効力が生じることとなる。

2 政令

ブラジルにおいて、連邦は、政令に基づき法律を執行する広範な権限を有する（ブラジル憲法第八四条第四項）。本法においても同様に、逆進的物流制度の詳細を政令により規定することが可能である（政令第一五条第一項）。この場合も、パブリックコンサルテーションの実施並びに指導委員会による技術的及び経済的な実行可能性の評価が義務づけられている。部門協定と誓約書は契約の法的性質を有するので、当事者間でのみ効力を発生するのに対し、政令は、行政立法として、何人に対しても拘束力を有するのが大きな違いである。

3 誓約書

誓約書は、政令も部門協定も存在しない場合又は既に存在する政令及び部門協定の内容を厳格化する場合にのみ、

締結することが可能とされている（同政令第三二条）。したがつて、逆進的物流制度を具体化する手法の中でも、誓約書は補完的かつ補助的な機能を有するものとして位置づけられているといえる。誓約の当事者も、協定の場合と同様に事業者と行政主体であり、環境省が承認した場合に、両当事者間でのみ拘束力が生じる。しかし、パブリックコンサルテーション手続や実行可能性の評価はとくに義務づけられていない。逆進的物流に関する政令も部門協定も未だ存在していないため、現時点において、誓約書を締結することは可能である。

4 部門協定と誓約書との比較

部門協定と誓約書には類似点が多いが、その異同については学界においても、十分な検討がなされていない。¹⁹⁾両者は、①逆進的物流制度の実行手段である、②契約としての法的性質を有するという点では共通しているが、次のような相違点がある。

第一に、手続についてみると、部門協定については事前のパブリックコンサルテーション及び実行可能性の評価が義務づけられているが、誓約書の場合には、それらについてとくに定められていない。それ故、部門協定の方が、透明性と市民参加という点で誓約書よりも優れているといえる。第二に、関係行政機関についてみると、部門協定の締結については、環境省と指導委員会が関与するのに対し、誓約書の場合には、関係行政機関は環境省のみである。第三に、ブラジルにおいて、誓約書は、広義の行政契約と解されており、從来から行政主体と企業の間の締結例が存在する。これに対し、部門協定は新規の制度であるとされている。第四に、部門協定に関する条文は一三ヶ条あり、比較的詳細にその手続等が定められているのに対し、誓約書については関連条文が一ヶ条しか設けられていない。

以上の点を踏まえると、部門協定は、透明性や参加市民という観点から従来の誓約書制度を改善したものと考えることができ、逆進的物流制度の最も重要な実施手法と位置づけられているといえる。これに対し、誓約書制度は、協定制度との関係で、補完的、限定的な意義を有するにとどまると考えられる。

説

論

三 廃棄物対策法の問題点

1 包括法としての課題

本法は、廃棄物問題に関する包括的な法律ではあるが、具体的な規定が少なく、枠組法的な性格の強い法律となっている。その結果、条文の文言のみでは不明確な事項が山積している。また、そのような包括的な規定の具体化とその運用は施行規則に依拠せざるを得ない部分が少なくないため、現時点では、具体的に誰がどのような義務を負うことになるのかに關する不確実性が高い。

このような課題は、家電リサイクルに係る逆進的物流の規定に典型的に表れている。⁽²⁰⁾ そこにおいては、逆進的物流の実施に際し、消費者の製造業者への引渡及び製造業者の引取義務だけは明記されているが（本法第三十三条）、再資源化の基準、家電廃棄物の回収、運搬及びリサイクルに係る費用負担のあり方等が全く規定されていない。また、市場に送り出される家電の種類は膨大であることから、全ての家電が対象となるのか、それともその中の一部の製品のみが対象となるかについても、同法の条文のみからは明らかではない。これらの点を具体的に明らかにするためには、前述のように、部門協定、政令又は誓約書により具体的な実施手段を確定する必要がある。その実施方法の特定と開始時期は、同法施行規則により定めることとされている。

このように、ブラジルの家電リサイクル制度の具体化が広範に施行規則に委ねられているという事実は、法の執

行に關し行政に廣い裁量が与えられていることを意味している。また、包括的な規定が多く存在することから、法制度上の抜け穴も多く、それが法的安定性を損ない、法の実効性を確保しがたくさせる状況も懸念される。さらに、施行規則が法に反すると考えられる場合には、当事者又は当事者以外の者がこれを訴訟により争うことも予想される。実際、ブラジルにおいて、施行規則を關係当事者が争う例は珍しくない。したがつて本法の具体化について施行規則という方式に多くを依存する場合には、重大な問題があるといわざるをえない。

2 部門協定の課題

前述の通り、本法は、部門協定を最も重要な逆進的物流制度の実施手法として位置づけている。政令や誓約書に比較して、部門協定は、とくに市民参加という観点で優れた方式である。すなわち、環境問題は不特定多数の人に対し分散的な影響を及ぼすため、最も適切な対処方法は、市民参加に基づく対策である。したがつて、本来、立法段階を含め、環境に関する規制の成立過程全般に関して、市民参加が保障される必要があろう。しかし、実際には、従来ブラジルでは、環境法の施行規則を制定する場合に、市民参加という手続は、ほとんど実施されてこなかつた。また、たとえ市民参加が保障されている場合であつても、行政が最終的な決定権限を維持しており、市民の意見が十分に反映されないことが多い。この点、Roberta Danelon Leonhardt弁護士は、部門協定は、行政主体の一方的な決定プロセスではないために、産業界が自らの利益を期待できるという利点があると指摘している。仮にそうだとすれば、部門協定の締結プロセスは産業界にとつて多大な負担にはならないと考えられる。⁽²¹⁾ 産業界の利益が優先され、公正・公平な制度構築が阻害される可能性もあるが、部門協定に関しては、法律で市民の意見を聽くべきことが定められている。そのため、当事者となる事業者に加え、市民が消費者等の立場で参加し、ケース・

バイ・ケースで廃棄物問題を解決するための交渉に加わることにより、公正性、公平性の担保が期待できる。したがって、この制度の下で、市民参加は極めて重要な意義を有するといえる。

部門協定の最大の問題は、協定の拘束力である。確かに部門協定は、法律上の根拠を有しており、契約としての法的性質を有する法定協定である。したがって、同協定の履行は民事手続により保障される。しかしながら、同協定が民法上の契約に類似した効力を有するのであれば、そこにおいて一種の矛盾した状態が生じることになる。なぜなら、まず、本法において、逆進的物流制度に関しては、消費者及び関係事業者に廃棄物の引渡し義務又は引取義務が課されており、部門協定はその実施手段の一部である。その際、部門協定は、契約に類似した法的性質を有するにとどまるため、一般に当事者間においてしか法的効力を生じない。

本法及び同施行規則は、法律であるが故に、いかなる者に対しても拘束力を有するのに対し、逆進的物流制度が部門協定により実施された場合には、そのような一律の法的効果を及ぼすことはできない。この場合、当事者のみが義務を負うことから、部門協定の当事者である事業者のみに家電廃棄物の引取義務が課され、当事者ではない消費者に、部門協定によつて引渡し義務を負わせることはできない。引渡し義務が存在しない場合、何らかのインセンティブがない限り、通常、消費者がわざわざ製品を引渡し場所まで運ぶとは限らないため、逆進的物流制度が機能不全に陥る可能性がある。

もつとも、この点に関し、Marcos Abreu Torres 弁護士は、逆進的物流制度における消費者の引渡し義務は、第三三条第四項で明らかになつており、実施手段の法的性質のいかんにかかわらず、消費者は引渡し義務を負うと述べている。⁽²⁾しかしながら、第三三条は抽象的な規定であるうえ、本法自体に部門協定が契約の法的性質を有することが明記されており、その効力について特段の定めも置かれていないことからすれば、部門協定により、消費者に引渡

義務を負わせることができるとする彼の見解は支持し得ないであろう。さらに言えば、契約の締結 자체は法律上の義務ではないことから、逆進的物流制度に何らの利益も期待し得ない事業者が、部門協定の締結を拒否した場合は、廃棄物の引取義務及び適正処理義務を負わせることは困難であると考えられる。

結局のところ、部門協定は消費者に対する拘束力を有せず、事業者もまた同協定を締結する何らの義務を負わない。消費者及び関係事業者がリサイクル制度に参加することは、自発的・自主的な行為にすぎないといえるだろう。また、協定を締結した業者も、家電廃棄物の所在を追跡して収集する義務まで負うわけではなく、消費者から要求された場合に消極的に引き取る義務を負うにとどまる。事業者がリサイクルのために積極的に家電廃棄物を収集するかどうかは、専らビジネス上の利益を期待し得るかどうかによることとなり、法律上の仕組みとして、その義務やインセンティブが設けられているわけではない。

以上のことからすれば、部門協定は、全ての関係者に対して拘束力を生じるわけではないが故に、逆進的物流制度を実施するための適切な方法ではないと考えられる。それにもかかわらず、なぜ、部門協定は逆進的物流制度において重要な実施手段として位置づけられているのであろうか。本法の立法過程に関与した José Valverde Machado Filho 弁護士によれば、法の制定に際し、事業者側は自社製品に対する引取義務及び適正処理義務を設けることに猛反発していた。政府側は、このような反対の声を宥めるために、政令といういわゆる伝統的な規制的統制手段を避けつつ、事業者の確実な参加を確保することを望んだ。⁽²³⁾そこで、事業者と連邦政府が対等な立場で家電廃棄物のリサイクル手法を策定する手段として、部門協定が導入された。換言すれば、部門協定は、当事者が対等に交渉するとのできる契約としての法的性質を持つことが不可欠であった。そのような文脈において、部門協定は本法の重要な手段として位置づけられたとされる。

い)の点に関して、Werner Grau弁護士は、部門協定は包括的な拘束力を有しないから、最終的に法の内容を具体化する役割を果たすのは政令になるであろうとの予測を述べている。そうでなければ、部門協定を締結しない企業は義務を課されないこととなり、同じ業界において企業)とに異なった義務が発生するという事態が生じ、本法の実効性が限定されてしまうことになる。また、部門協定の締結可能性を高めるためには、部門協定の正式手続前に、一定の産業界に限つて意見を聴いて協定の案を作成することが有用であるかもしれないとする。⁽²⁴⁾

Fabricio Dorado Soler弁護士もまた、逆進的物流制度を実施するためには政令が必要になると主張している。

具体的には、協定締結の場合、一方当事者となる事業者については、全ての企業が参加する必要があるのか、大部分の企業が参加すれば足りるのか、又は経済協会のみで締結することができるのかなど、いずれの者が部門協定を締結する正統性を有するのかが明らかになつていかない。そのために、これに係る紛争を予防する上で、政令を制定することが解決策になるとしている。⁽²⁵⁾

以上、要約すれば、全ての関係者に拘束力を有するわけではないという点は、部門協定の深刻な欠陥である。部門協定は、ブラジルにおける新しい法制度であることから、いかなる形で実施されるか、どの程度実効性を有するかが依然として不透明である。法の趣旨に適した制度を構築するためには、消費者あるいは関係事業者といった利害関係人の参加を保障することにより、制度の透明性を確保することが重要である。消費者の参加を推進するためには、啓発活動・教育活動が有効性をもたらすが、関係事業者にとって、リサイクル制度は自らの経済的利害に関わるため、自分に有利と考える場合にのみ、積極的な参加が見込まれる。しかし、そうでない場合には、関係事業者が、自ら引き取った上で適正に処理するという義務を任意に引き受けるとは考えにくい。そのため、部門協定が今まで有効に機能するといふことは期待しにくい。

もつとも、ブラジルにおいて、家電リサイクル政策は比較的新しい制度であることから、部門協定によりそれを実施することは、新たな廃棄物管理のアプローチに適応するための中間段階として捉えることができる。そのように考えれば、その経験から学んだことを踏まえた上で、後に拘束力を有する政令を制定することで、政府がより効率的な政策を将来的に実施するという選択肢も考えられよう。

四 ブラジルの家電リサイクル制度の展望——日本とブラジルの制度比較を踏まえて

1 ブラジル及び日本における家電リサイクル制度の共通点

上述のように、ブラジルの廃棄物対策の行方は、今後の法の具体化にかかるており、本法が制定されても、他の制度を参考に具体的な制度設計を考える余地は多分に残っている。そこで、日本の家電リサイクル法がブラジルの廃棄物対策法に対し、どの程度参考となり得るかについて、両者の異同を検討しながら論じることとする。日本の家電リサイクル制度とブラジルの制度を比較すると、両者の間には、二つの共通点を見いだしうる。

第一に、日本においてもブラジルにおいても、家電廃棄物に対するリサイクル・処理責任を有するのは、自治体ではなく、関連する事業者である。すなわち、廃棄物・リサイクル対策の分野では、両国ともに、拡大生産者責任(EPR)⁽²⁶⁾というアプローチを採用しているといえる。EPRの主な特徴は、廃棄物のリサイクル・処理責任を自治体から生産者に移転することにある。すなわち、EPRの下では、生産者が製品の設計段階において環境に対する適正な配慮を取り入れることで、製品による環境負荷を低減するとともに、それが廃棄物処理にかかる社会的費用の軽減につながることが期待されている。⁽²⁷⁾

第二に、家電廃棄物が製造業者に引き渡されずに不法投棄され、しかも投棄した者が不明又は破産者という場合

には、事実上、各自治体が単独でそれらの廃棄物を処分することになる。しかしながら、そのような事態に関する明確な規定が、両国の制度ともに定められていない。そこで、不法投棄の処理に係る自治体の費用負担を軽減するためには、製造業者が家電廃棄物を引き取る際に消費者から徴収する手数料の一部を基金に組み入れ、必要に応じて各自治体に配分するといった仕組みが考えられる。

2 包括法と個別法——施行規則の役割

日本では、循環型社会形成推進基本法に加え、家電、自動車、容器包装等に関する個別法が制定されている。家電リサイクルに関する各主体の義務は、家電リサイクル法において明確に定められている。日本の仕組みにおいても、法律の施行に関し、もちろん施行令や施行規則に委ねられている事項があるが、これらは、まさに細則を定めるにとどまっている。これに対して、ブラジルでは、廃棄物対策法という包括的な法律のほか、個別リサイクル法に当たるものは存在しない。しかも、本法は家電リサイクルについて包括的に規定しているにすぎず、リサイクルシステムの具体的な方自体が施行規則に委ねられている。例えば、施行規則により逆進的物流制度の対象物品、領域、関係者の具体的な役割、開始日等を定めることができあり、行政主体に広範な裁量が与えられている。一般的にいえば、法律による明確な限定なしに行政主体に包括的な規則制定権が与えられる場合には、行政による権力濫用のおそれが高まる。そのような事態を予防するためには、逆進的物流制度の実施方法を具体的に定める前段階で、行政側が技術的・経済的な実施可能性を評価し、パブリックコンサルテーション手続等の参加手続を十分に踏まえることが不可欠である。

それでは、なぜ本法では、法律により詳細な定めを置かず、多くを施行規則に委ね、行政に対し広範な裁量を

与えているのであるうか。その理由については、主に以下の三つを挙げることが可能であろう。

第一に、本法の制定に際して、循環型社会を構築するための第一歩として、廃棄物対策の包括的なスキームを法定することに主眼が置かれていたといえる。そのために、当初から、「枠組法」の制定が志向され、同法において詳細な規定を定めることは不適切であると考えられたと推測される。

第二に、本法の制定までに約二〇年の期間を要したが、仮に今回の枠組法に加えて、日本のような個別リサイクル法により具体的な仕組みを法律で定める場合には、より長い年月がかかると懸念される。行政の施行規則を用いることにより、より迅速な形で、家電廃棄物リサイクル制度を具体化することができると考えられる。

第三に、今までブラジルには公的な廃棄物情報が存在しなかつたために、政府が具体的な廃棄物対策を策定することが困難であった。そのため、政府は、本法を制定後に、家電廃棄物処理の現状を分析・評価しつつ、段階的な改善を目指すよりほかなく、施行規則による逆進的物流制度実施という以外の選択肢は限られていたのである。

日本の家電リサイクル法では、家電廃棄物についてのリサイクル体系全体について詳細に法定された。これにより、行政裁量が限定されるとともに、国民に対しても法の抜け穴が最少化され、法的安定性が保障された。国会における立法手続を通じて制定される法律の方が、行政立法よりも民主的正統性を有することは当然であるから、理想としては、ブラジルにおいても、法律に基づき家電廃棄物リサイクル制度の詳細が定められるべきであろう。

3 段階的施行

日本の家電リサイクル法は、一九九八年六月五日に公布され、段階的に施行された。すなわち、まずその一部が一九九八年一二月一日に施行され、二〇〇一年四月一日に完全施行された（本法附則第一条）。これに対し、本法

は、そもそも逆進的物流制度に関する施行期日を具体的に定めていない。ランプ・電球及び家電に関する規定は、施行規則で定める期日に施行されるとの定めが置かれており（本法第五六条）、同期日を定める権限は指導委員会に委ねられている。しかし、同指導委員会が実施期日を定める期限が明記されていないため、結局のところ、家電リサイクルの具体的な施行期日は、連邦政府の裁量に委ねられている。

このような状況においては、日本のような段階的の施行方式を採用すると有用であると考えられる。すなわち、十分な時間的猶予が与えられることにより、事業者は計画的に施設整備等をすることができる。また、政府は、特定期間にわたって廃棄物問題及び家電廃棄物の再商品化に関する啓発活動等を行うことにより、消費者がこの制度の意義やリサイクル活動について理解を深め、リサイクルへの積極的な協力を促進することが可能となる。ブラジルの現実的な経済的・社会的事情に鑑みれば、リサイクル制度が根付くためには十分な時間が必要であると考えられるので、ブラジルにおいても、段階的施行が行われるべきである。

4 再資源化義務

日本の家電リサイクル法においては、製造業者に対し、家電廃棄物の総重量の一定割合をマテリアル・リサイクルする義務が課されている。本法も、逆進的物流を実施する上で、製造業者が、自ら製造した使用済製品を引き取り、リサイクル又は適正に処分することを定めている（同法第三条第一二項）。一見、日本と同じような制度にみえるが、ブラジルの「適正処分」とは極めて広範な概念であり、再使用、再資源化、コンポスト化、熱回収及び最終的な処分としての廃棄物処理のすべてが含まれる（同法第三条第七項）。それ故、ブラジルでは、日本とは異なり、一定割合以上のマテリアル・リサイクルの実施は担保されていない。

もつとも、ブラジルにおいても、適正処分の優先順位は定められている。具体的には、排出抑制、減量、再生利用、その他の処理と肩の適正な最終処分という順番となる（同法第九条）。ただし、問題は、それらの間における具体的な選択基準が法定されていないということである。部門協定の内容として「逆進的物流制度における達成目標」という事項が設けられてはいるが（連邦政令第二二三条第八項）、この目標の中に再資源化に関する基準が含まれているかどうかは不明である。このことから、実質的に製品のリサイクルと直接の埋立処分というどちらの処理方法を用いても違法となるないと考えられるので、極論すれば、本法においては、厳密な意味でリサイクル義務が存在しないという見方もある。確かに、ブラジルにおいても、一応、製造業者は家電廃棄物を引き取らなければならぬとされている。これを契機として、家電廃棄物から再利用可能な材料あるいは有価物を分離し、自らこれを製品の原材料として利用し、又は原材料として利用する者に譲渡することは、収入源となりうる。そこで、再資源化が製造業者のビジネスプランに含まれるようになる場合には、今後リサイクルし易い製品を製造するインセンティブになると予想される。

しかし、日本と異なり、リサイクル率という基準に従う義務が課されていないので、再資源化を行うかどうかは経済的な費用便益分析の結果に委ねられている。言い換えれば、再資源化を行うための費用が高く、バージン資源の市場価格が低い場合には、製造業者は、家電廃棄物を直接最終処分することの方が経済的に有利であると判断しがちであり、再資源化を行わない可能性が高くなる。法律上、明確な再資源化義務が課されていないとすれば、施行規則によりこれを規定することも考えられるが、本法にはリサイクル義務について具体的な法律上の根拠が存在していない。また、製造業者には適正処分に関する多くの選択肢が与えられており、施行規則により再資源化以外の適正処分を禁ずることは不可能であろう。

ただし、廃棄物管理の優先順位は定められたから、再資源化基準を含め、その優先順位の具体的あり方を、憲法上の根拠を有する連邦政府の政令により定めるという選択肢は残されている。憲法に基づく政令とは、⁽²⁸⁾ ブラジル憲法第八四条第四項を根拠とするものであり、個別の法律による委任規定の有無にかかわらず、行政に与えられる法律の施行権限である。⁽²⁹⁾ 行政は、法律を実施することがその作用の一つであるため、この施行権は行政固有の権限とされており、連邦政府は、法律で具体的な委任が定められていない場合であっても、政令という施行規則を制定することが認められている。また、環境政策法第八条第七号によれば、国家環境審議会（Conama）は、環境資源の効率的な利用を目指す基準及び規則を策定する権限を有している。リサイクル自体は、天然資源の効率的な利用方法の一つと考えられるので、本法ではなく、環境政策法を根拠として、Conama がリサイクルに関連する具体的な基準を規定することも可能であると考えられる。

理想としては、⁽³⁰⁾ ブラジルにおいても、日本と同様に、法律により拘束的な再資源化基準を規定するべきである。

仮に、⁽³¹⁾ ブラジルにおいて日本のような制度が導入されれば、天然資源、リサイクル材料の市場価格に関係なく、製造業者にリサイクル義務が課されることになり、再資源化技術及びリサイクルが容易な製品を製造する上で強いインセンティブが与えられることになろう。

5 リサイクルに係る費用の請求

費用負担のあり方については、①上乗せ方式、②先払い方式、③後払い方式という、三つの方式がある。「上乗せ方式」とは、製造業者がリサイクル費用を製品の販売価格に上乗せする方式であり、消費者から手数料という名目で費用を徴収することはしない。「先払い方式」とは、消費者が、購入時にリサイクルのための手数料を支払う

方式であり、「後払い方式」とは、消費者が、排出時に、当該手数料を支払う方式である。⁽³⁰⁾

日本の家電リサイクル法においては、リサイクル費用は、廃棄時に消費者に転嫁され、事実上消費者のみが、費用を負担することとなる。このような費用負担のあり方が家電廃棄物の不法投棄事件激増⁽³¹⁾の誘因となり、⁽³²⁾製造業者に対してもリサイクルの強いインセンティブが与えられない要因であると批判されている。⁽³³⁾この点、ブラジルにおいては、製造業者、輸入業者、卸業者及び小売業者は、逆進的物流制度の実施・運営を確保するために、必要な取組みを全て講じなければならないとされてはいるものの（本法第三十三条第三項）、家電廃棄物の再資源化に係る費用負担についての具体的な規定は存在せず、その具体的な制度設計が重要な課題となっている。

そこで、ブラジルにおいて、どのような方式が適切であるかを考えると、まず、先払い方式は、ブラジルの税制事情に鑑みて適切でない。すなわち、現在ブラジルにおいては極めて重い税負担が国民の大きな反発を招いており、税やこれに類似した追加的負担を導入することは、現実的に困難である。例えば、二〇〇九年時点において、日本の租税負担率は、約二八%にとどまっているのに対し、⁽³⁴⁾ブラジルにおける租税負担率は、対GDP比において約三一%となっている。リサイクルに関わる手数料が追加の税負担と受けとられた場合には、結果として、リサイクル政策に対する協力が得られなくなり、政策の効果的実施が阻害されるおそれがある。次に、後払い方式も、家電廃棄物の不法投棄事件が増加したという日本の経験に鑑みると、適切ではないと考えられる。

また、ブラジルにおいては、従来、廃棄物の処分に係る費用を消費者に直接転嫁することは一般的ではなかった。例えば、特定有害製品法規を見ると、消費者に対してリサイクル料金を請求する制度は定められておらず、事実上、事業者が回収から再資源化までの費用を担うこととなっている。また、幾つかの自治体では、家庭から排出される廃棄物の処分料金等が徴収されているものの、そのような料金徴収は、しばしば市民の強力な反発に直面している。

説論
例えば、二〇〇二年に制定されたサンパウロ市の法律では、市長が市民から必要な費用を料金として請求することを認めていたが、このことが市民の反発を招き、料金請求に対する訴訟が増加した。さらに、この問題を理由の一つとして当時の市長の評判が低下し、二〇〇四年に行われた市長選では再選を果たせなかつた。そして、結果的に二〇〇五年には、この廃棄物料金規定は廃止されたこととなつた。

以上のことに加え、事業者が逆進的物流制度に対して全責任を負うことを踏まえれば、本法においては、リサイクル費用も事業者により負担されることが予定されていると解釈すべきである。それ故、ブラジルにおいては、リサイクル費用を手数料という形で消費者から徴収する方式は妥当ではないと考えられる。

ブラジルにおいても、結果的に、事業者が、販売価格への上乗せという方法により、リサイクル費用をある程度消費者に転嫁することは予想される。しかし、上乗せ方式は法に違反せず、また、価格競争上、事業者がリサイクル費用を低減しようとするインセンティブが働くため、手数料方式の場合よりも、消費者の実質的負担⁽³⁵⁾が少なくななる可能性が高い。また、ブラジルの社会情勢を踏まえれば、手数料方式を導入した場合には不法投棄の増加又は税負担の増加に対する反発が必然的に生じると考えられることから、ブラジルにおいては、上乗せ方式がより実現可能で、かつ、適切な制度であるといえよう。

6 確知不能な製造業者に関する制度——指定法人の役割

日本の家電リサイクル法においては、リサイクルを円滑に進めるために指定法人制度が定められ、事業者に代わり、実際のリサイクル事業を担うことが認められている。指定法人は、不明又は既に存在しない製造者の使用済家電製品（以下「オーファン製品」という）を再商品化することも含め、法の仕組みに穴があかないように、さまざ

まな業務を行うことが予定されている（同法第三三一条）。これに対し、本法においては、指定法人のような制度補完的な法人制度は設けられていない。また、「ブラジルにおいては、関税を支払わずに輸入を行う業者が少なからずおり、そのような家電の密輸市場は「グレー市場」と称されている。その種の密輸入に典型的にみられるようなオーファン製品を誰がどのようにリサイクルするかについても法定されておらず、未解決の課題となっている。

ブラジルの電気・電子製品生産業界協会（Abinee）の企業環境社会的責任部長は、一〇一一年四月一日のAbineeTEC 会議において、「オーファン製品についてどのように扱われるかが、廃棄物対策法の実施における主要な課題となるであろう」と述べている。また同部長は、「密輸品について逆進的物流を行う責任が、「ブラジル国内の産業界に課される」とは全く無意味である」とも主張している。同会議で、連邦税庁の密輸対策部（Divisão de Repressão ao Contrabando e Descaminho da Superintendência da Receita Federal）の部長は、「連邦税庁が摘発した密輸品については、同庁自ら適正な処分を行う」と述べたものの、その具体的な対策は示されなかつた。⁽³⁶⁾しかし、オーファン問題は、密輸入品だけの問題にとどまらない。連邦税庁は、密輸品について最終的な処分を行う権限を有しているが、密輸品以外の合法的な輸入品、あるいは国内において製造された製品については処分権限を有していない。そのため、製品の製造業者が倒産あるいは市場から撤退した場合に誰がそれらの製品を再資源化する責任を負うべきかという問題は、密輸入品の場合以上に不明確である。

従来の特定有害製品法規においても、オーファン製品の処分責任に関する規定や指定法人制度のような規定は置かれていらない。しかし、「ブラジルの農薬製造業界は、農薬容器の適正処分を行うべく、空容器処分協会（以下inpEV といふ）といふ法人を自主的に設立している。inpEV は、農薬製造業界が容器処分事業を運営する必要性から、一〇一一年二月一四日に設けられたが、同法人の設立に関する法律上の規定は存在しておらず、事実上、

法の仕組みを補完する法人として機能している。同法人は、会員企業が製造した農薬容器の回収、運搬、再資源化及び最終処分を担う。製造業者は、Inpevを通じて、農薬容器の回収制度をより効率的に実施していると評価できる。

ただし、Inpevは、非会員企業が製造した容器についてまでは処理していないことから、この組織のみにより、オーファン製品問題を包括的に解決することは困難である。それ故、法律上、オーファン製品を引取・再商品化することが義務づけられている日本の指定法人と、業者団体が自主的に組織したInpevとは、その業務・性質が異なっている。家電の製造業者も、農薬製造業界と同様に、自社の使用済製品を適正に処分する義務を履行すべく、新たな補完法人を自主的に設立することが可能であり、かつ、望ましいものと考えられる。しかし、その場合も、オーファン製品問題は依然として残ることになる。理想としては、ブラジルにおいても、日本の指定法人制度を参考としつつ、オーファン製品問題に対する予防策を法律で定めるべきであろう。

おわりに

本論文は、ブラジルと日本の家電リサイクル制度を比較することにより、日本の家電リサイクル法がどの程度までブラジルにおいて参考となるかを論じることを目的とした。制度比較の結果を踏まえると、ブラジルのリサイクル制度について次のような展望を示すことができる。

第一に、国会における議論を経て制定された法律の方が、行政立法より民主的正統性を有することは当然であるので、ブラジルにおいても、家電廃棄物リサイクル制度について、施行規則ではなく、法律により、その具体化が図られるべきである。第二に、リサイクル制度を施行するには十分な時間が必要な事項があると考えられるので、

施行可能な事項から順に、段階的施行が行われるべきである。第三に、再資源化の方法については、法的拘束力のある再資源化基準を規定するべきである。第四に、費用の負担方法は、販売価格に対する上乗せ方式が適切である。第五に、逆進的物流制度の実施が困難となるような事態を予防するために、かつ、その透明性を確保するため、日本と同様に指定法人制度を導入するべきである。

（1） ブラジルの廃棄物管理については、次のブラジル連邦政府の地理統計機関（IBGE）の文献を参照。IBGE – Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (2010). “Pesquisa Nacional de Saneamento Básico 2008”, [Online]. Available http://www.ibge.gov.br/home/estatistica/populacao/condicaodevida/pnsb2008/PNSB_2008.pdf [2011, October 4].

（2） 日本の家電リサイクル法については、例えば、横島直彦「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について」（ユーリスト一四〇号（一九九八年）六八頁以下、北波孝「循環型社会の構築に向けて——特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）——」都市問題研究五一巻一号（一九九九年）七二頁以下参照）。

（3） 大塚直「家電リサイクル法の問題点と今後のリサイクル法制の展望——～わむる製造者責任を中心とした～」（ユーリスト一四一号（一九九八年）七六頁参照）。

（4） 日本の家電リサイクル制度の実績については、Hirofumi Aizawa, Hideto Yoshida, Shin-ichi Sakai, “Current results and future perspectives for Japanese recycling of home electrical appliances”, *Resources, Conservation and Recycling*, No. 52 (October, 2008), pp. 1399-1410 参照。

（5） 日本では、毎年廃棄物処理、家電廃棄物リサイクルについて調査が行われ、以下の統計資料が公表されている。環境

- 省「一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成111年度）」http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/1pban/h22/data/env_press.pdf（111年1月19日）及び家電製品協会「家電リサイクル 年次報告書 平成111年度版（第1回）」http://www.acha.or.jp/recycling_report/pdf/kadenenji23.pdf（111年10月15日）。
- (c) Ilida da Ascenção Garrido Martins Juras & Suely Mara Vaz Guimaraes de Araújo, “Uma Lei para a Política Nacional de Resíduos Sólidos”, *Revista de Direito Ambiental*, No. 43, (July-September, 2006), p. 116 及び Vladimir Passos de Freitas, “A Experiência Brasileira em Materia de Resíduos Sólidos”, *Revista Brasileira de Direito Ambiental* No. 7, (July-September, 2006), p. 35 参照。
- (e) ブラジルにおける廃棄物、より家電リサイクルについてのデータや論文を極めて限られてゐるため、本研究でより問題に關注するべきトピックの弁護士等の聞き取り調査を行った。
- (f) IBGE, op.cit, p. 60, p. 162.
- (g) UNEP – United Nations Environment Programme (2009). “Recycling-From E-Waste to Resources”, [Online]. Available http://www.unep.org/PDF/PressReleases/E-Waste_publication_screen_FINALVERSION.sml.pdf [2011, October 7], p. 65.
- (10) ブラジル憲法第110条は、「自治体（市や町）が有する権限は次の通りとする。第一項 地元の特殊利益に関する立法権。（中略）第五項 地元の特殊利益に関する公共サービスを、直接に又は委託により、企画から提供する権限（以下「諮詢」）」と定めている。廃棄物管理は典型的な地元の特殊利益事項の一つである。Consuelo Yoshida, “Competência e as diretrizes da PNRS: conflitos e critérios de harmonização entre as demais legislações e normas”, in *Política nacional, gestão e gerenciamento de resíduos sólidos*, Arnaldo Jardim et al. (ed), Manole, 2012, p. 30 参照。
- (11) 廃棄物管理は、環境問題の一環として競合的立法権限の領域の一例とされている。競合的立法権限の領域では、連邦が一般法を策定し、州は連邦の一般規範について補足的な立法権限を認められてくる（憲法第144条）。連邦法が存在しない場合には、州又連邦区は完全な立法権限を有し、州域内で効力を有し、かつ州の特殊事情に対応するための法律を制定する事が認められている。しかし、後から連邦法が定められた場合には、それに反する州法の定めは効力を失う。ブラジルの環境に関する立法権限については、ワタナベカズオ「ブラジルにおける環境法について」法學研究・慶應義塾大

- (12) Consuelo Yoshida, op.cit., pp. 4-7.
- (13) Sérgio Antônio Nechar (2010). “Parecer do Relator, pela Comissão Especial, às Emendas de Plenário ao Projeto de Lei nº 203 de 1991”, [Online]. Available http://www.camara.gov.br/propostoesWeb/prop_mostrarIntegra?codteor=744011&filename=Tramitacao-PEP+1+PL020391+93D%3E+PL+203/1991 [2011, September 9].
- (14) José Valverde Machado Filho 弁護士の開示の證書 (101 | 年 | 月 | 日) の電帳へ入った。廃棄物対策法の制定に際する貴重な情報を得た。
- (15) Fabricio Dorado Soler, José Valverde Machado Filho & Patrícia Faga Iglesias Lemos, “Acordos setoriais, regulamentos e termos de compromisso”, in *Política nacional, gestão e gerenciamento de resíduos sólidos*, Arnaldo Jardim et al. (ed.), Manole, 2012, p. 80.
- (16) CNI – Confederação Nacional da Indústria. “Proposta do Setor Industrial à Política Nacional de Resíduos Sólidos”, [Online]. Available <http://www2.camara.leg.br/atividade-legislativa/comissoes/grupos-de-trabalho/53a-legislatura/gtresid/contribuicoes-a-minuta-do-relatorio/cni/view> [2011, September 9], pp. 7-8.
- (17) Fabricio Dorado Soler et al., op.cit., p. 81.
- (18) OECD の大生産者責任方針は、資源を効率的に利用するための技術開発や資源循環の促進、資源の回収率の向上などを目的としている。資源循環のための具体的な例は、「Dutch Packaging Covenant」である。OECD – Organisation for Economic Co-operation and Development. “Extended Producer Responsibility – A Guidance Manual for Governments” (Paris : OECD, 2001), p. 33.
- (19) Fabricio Dorado Soler によると、規約書が別に設けられたのは、部門協定の交渉において合意しない業者が、規約書を通じて逆進的物流制度を実行するのを可能にするためであると主張している (Fabricio Dorado Soler et al., op.cit., p. 96 参照)。確かに、関係業者による間接的な柔軟な実行方法が有利であるからねえのか、消費者による間接的な同種の義務でも様々な方法でリサイクルを行わなければならぬ欠点があるといわれる。
- (20) Ilida da Ascenção Garrido Martins Juras & Suely Mara Vaz Guimaraes de Araújo, “A responsabilidade compartilhada

- pelo ciclo de vida do produto”, in *Política nacional, gestão e gerenciamento de resíduos sólidos*, Arnaldo Jardim et. al (ed.), Manole, 2012, pp. 72-75.
- (21) Roberta Danielon Leonhardt 弁護士の聞き取り調査による (於:サンパウロ市。11011年8月8日)。
- (22) Marcos Abreu Torres 弁護士の聞き取り調査による (於: ブラジリア首都。11011年8月17日)。
- (23) 前掲注(14)。
- (24) Werner Grau 弁護士の聞き取り調査による (於:サンパウロ市。11011年8月4日)。
- (25) Fabrício Dorado Soler 弁護士の聞き取り調査による (於:サンパウロ市。11011年8月9日)。
- (26) 拡大生産者責任の意義について 植田和弘ほか『拡大生産者責任の環境経済学——循環型社会形成にむけて』(昭和堂、11010年) 及び岡敏弘「廃棄物抑制における拡大生産者責任 (EPR) の意義」月刊自治フォーラム五二六号(110011年) 111頁以下参照。
- (27) OECD, op.cit, p. 18.
- (28) 同法の「廃棄物管理の優先順位」に関する法律論文は数が少なくてまた、その優先順位を定める基準について具体的に論じてはこな。
- (29) Anna Cândida da Cunha Ferraz. “Conflito entre poderes: O Poder Congressual de sustar atos normativos do Poder Executivo” (São Paulo: Revista dos Tribunais, 1994). p. 73.
- (30) リサイクル費用の負担のあり方にについては 例えば、大塚直・前掲注(3)八一頁以下及び鈴木満「リサイクルシステムの共同構築と競争政策——家電リサイクル法の運用を踏まえて——」公正取引六一九号(110011年)六〇〇頁以下参照。
- (31) 家電廃棄物不法投棄の推移について 環境省「平成二二年度廃家電の不法投棄等の状況について」http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=18381&hou_id=14208 (11011年110月14日) 参照。
- (32) 不法投棄事件増加の誘因について Hirofumi Aizawa et al., op.cit, pp. 1406-1407 参照。
- (33) 大塚直教授によれば、廃棄物の排出時に負担すべき方式では、負担が消費者に転嫁されたりとなり、販売価格には上乗せされない。このように、リサイクルに係る費用を外部に転嫁した上でリサイクル容易な製品を製造するというがやめる方式は、製造業者の利潤を最大化する方法にすぎない。大塚直・前掲注(3)八四頁参照。

- (34) Receita Federal do Brasil (2011). “Carga Tributária no Brasil 2010 – Análise por Tributos e Bases de Incidência”, [Online]. Available <http://www.receita.fazenda.gov.br/Publico/estudoTributarios/estatisticas/CTB2010.pdf> [2011, September 9], p. 7.
- (35) 大塚直教授は、「販売市場を使った製造業者間の競争が行われる方が、リサイクルしやすい製品の設計等に対する強いマーケティングを好みる方が、販売価格への上乗せの方が、消費後の消費者からの費用徴収より有利である」と述べています。大塚直『環境法』（有斐閣、第11版、11010年）五一八頁参照。
- (36) Abinee – Associação Brasileira da Indústria Elétrica e Eletrônica. “Mercado cinza é o principal desafio da Política de Resíduos Sólidos, *Newsletter ABINEE*, No. 582 (2011)”, [Online]. Available http://www.prc.com.br/download/abineeed582_010411.pdf [2011, October 4].